学校給食費の
公会計化について
Q&A
～保護者の皆さまへ～

令和５年５月１５日更新

お問い合わせ先

〒２５２－８５６６

緑ケ丘一丁目１番１号

座間市教育委員会

就学支援課保健給食係

電話　046-252-8749

＜目次＞

１　公会計化について……3
Ｑ１－１　学校給食費（以下、「給食費」という。）の公会計化とは何ですか？……3
Ｑ１－２　何のために給食費を公会計化するのですか？……3
Ｑ１－３　公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？……3
２　給食の申込みについて……4
Ｑ２－１　「学校給食に関する承諾書」（以下、「承諾書」という）をなぜ提出しなければいけないのですか？……4
Ｑ２－２　承諾書は、毎年提出しなければいけませんか？……4
Ｑ２－３　年度の途中から座間市外の学校に転校する予定です。この場合でも、承諾書や口座振替依頼書は提出しなければいけませんか？……4
Ｑ２－４　現在、食物アレルギーが原因で家から弁当を持参しており、一切給食を食べていませんが、承諾書は提出しなければいけませんか？……4
Ｑ２－５　就学援助（または生活保護）の支援を受けていますが、承諾書を提出しなければいけませんか？……4
３　給食費について……5
Ｑ３－１　給食費は何に使われるのですか？……5
Ｑ３－２　なぜ給食費を支払わないといけないのですか？……5
Ｑ３－３　食物アレルギー等により給食の全てを食べることができない場合、給食費はどうなるのですか？……5
Ｑ３－４　牛乳が苦手で、飲むことが困難ですが、その場合、「学校給食費減免申請書」を提出すれば、給食費は減免してもらえるのでしょうか。……5
Ｑ３－５　欠席などで給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえるのですか？……5
Ｑ３－６　就学援助の支援を受けていますが、給食費はどうなるのですか？……6
Ｑ３－７　生活保護費を受給していますが、給食費はどうなるのですか？……6
Ｑ３－８　１年生の保護者ですが、４月は練習給食があります。また、他学年と比べて給食の実施回数が少ないです。４月分の給食費はどうなるのですか？……6
４　給食費の支払いについて……7
Ｑ４－１　給食費の支払い回数や支払い日はどうなりますか？……7
Ｑ４－２　給食費はどのように支払えばよいですか？……7
Ｑ４－３　学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？……7
Ｑ４－４　経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？……7
Ｑ４－５　給食費の引き落としができなかった場合はどうなりますか？……7
Ｑ４－６　督促や催告を受けても、給食費を滞納し続けた場合はどうなりますか？……7
Ｑ４－７　給食費の領収書は発行してもらえますか？……7
５　口座振替について……8
Ｑ５－１　現在学校給食費を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、口座振替依頼書の提出は必要ですか？……8
Ｑ５－２　口座振替を開始するための手続きは、どうすればよいですか？……8
Ｑ５－３　口座振替ができる金融機関はどこですか？……8
Ｑ５－４　きょうだい分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？……8

Ｑ５－５　　年度の途中で座間市の学校へ転校（転入）します。口座振替依頼書を提出すれば、すぐに口座振替ができますか？……8
Ｑ５－６　　振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？……8
Ｑ５－７　　残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？ ……9
６　書類の記載の仕方等について ……10
Ｑ６－１　　承諾書の記入を間違えてしまいました。訂正印は必要ですか？ ……10
Ｑ６－２　　承諾書下段の「児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書（以下、「申出書」という。）」とは何ですか？……10
Ｑ６－３　　現在、児童手当等を受給していませんが、申出書に記入する必要がありますか？ ·10
Ｑ６－４　　世帯主が単身赴任中であり、座間市以外の自治体から児童手当等を受給している場合、申出書はどのように記入すればよいですか？ ……10
Ｑ６－５　　口座振替依頼書の記入を間違えてしまいました。どうすればよいですか？ ……10
Ｑ６－６　　口座振替依頼書について、納付義務者と口座名義人は別でもよいですか？ ……10
Ｑ６－７　　各書類はどこに提出すればよいですか？ ……11
Ｑ６－８　　座間市外の学校（座間市立以外の学校）へ転校することになりました。どのような手続きをすればよいですか？……11
Ｑ６－９　　学校給食費の公会計化に伴い、教材費などの学校徴収金も座間市に支払うことになるのですか？ ……11
児童手当・特例給付からの学校給食費の申出徴収について ……12

１　公会計化について

Ｑ１－１　　学校給食費（以下、「給食費」という。）の公会計化とは何ですか？

Ａ１－１　　給食費の公会計化とは、学校給食（以下、「給食」という。）を食べる児童の保護者の皆さまにお支払いいただく給食費を、座間市の予算に入れ（歳入）、購入した給食の食材費を座間市の予算から支払う（歳出）ことです。令和４年度（現在）は、各学校が給食費を集めて、食材を購入しています。（私会計）。

Ｑ１－２　　何のために給食費を公会計化するのですか？

Ａ１－２　　次の５つのことを主な目的として、公会計化します。

①　給食費を市で予算化し、年間通じて管理することで、計画的な食材調達を可能とし、より安定的に給食を提供すること。

②　学校給食の徴収業務や督促などを行う教職員の負担を軽減し、教職員が、授業改善を図ったり、児童と向き合う時間を増やすこと。

③　座間市の会計ルールに従って給食費の管理を行い、監査を受けることにより、会計処理の透明性のさらなる向上を図ること。

④　座間市で徴収状況を随時把握することで、公的扶助の相談等、未納への早期対応を可能とすることにより、未納者の増加を防ぎ、公平性を確保すること。

⑤　給食費を取り扱える金融機関を増やし、保護者の皆さまの利便性の向上を図ること。

Ｑ１－３　　公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？

Ａ１－３　　主に以下の点が変わります。

①　給食費の支払先が、学校から座間市に変わり、支払方法等も統一され、一部の学校では変更になります（支払方法等はＱ４及びＱ５をご覧ください）。

②　口座振替で利用できる金融機関が、座間市が指定する１６の金融機関から選択できるようになります。なお、口座振替手数料は、座間市が負担します。

③　長期欠席で給食を停止する場合等では、申請書の提出が必要になります。

④　給食費の滞納があった場合、座間市から連絡があります。また、滞納が長期にわたる場合等には、裁判所を通じた法的手続きをとる場合があります。

２　給食の申込みについて

Ｑ２－１　「学校給食に関する承諾書」（以下、「承諾書」という）をなぜ提出しなければいけないのですか？

Ａ２－１　「学校給食の提供を受けることは法令上の義務ではありませんが「学校給食の提供を受けること」「学校給食費を支払うこと」を明確にし、アレルギー等の心配無く、安全に給食を提供するため、保護者から「学校給食に関する承諾書」を市長宛てに提出していただきます。

なお、期日までに承諾書を提出していだけない場合は、給食を提供できないことがありますので御了承ください。

Ｑ２－２　承諾書は、毎年提出しなければいけませんか？

Ａ２－２　毎年提出していただく必要はありません。一度提出していただければ、座間市立の小学校を卒業まで継続となります。

また、座間市立の小学校間で転校した場合も、再提出の必要はありません。

なお、きょうだいで座間市立の小学校に通っている場合、児童一人につき一枚ずつ承諾書の提出が必要になります。

Ｑ２－３　年度の途中から座間市外の学校に転校する予定です。この場合でも、承諾書や口座振替依頼書は提出しなければいけませんか？

Ａ２－３　４月以降に１日でも給食を食べる日がある場合は、提出をお願いします。

Ｑ２－４　現在、食物アレルギーが原因で家から弁当を持参しており、一切給食を食べていませんが、承諾書は提出しなければいけませんか？

Ａ２－４　食物アレルギーが原因で一切給食を食べていないのであれば、承諾書ではなく「学校給食辞退届」の提出をお願いします。

Ｑ２－５　就学援助（または生活保護）の支援を受けていますが、承諾書を提出しなければいけませんか？

Ａ２－５　給食の提供を受けるためには承諾書の提出が必要です。

３　給食費について

Ｑ３－１　給食費は何に使われるのですか？

Ａ３－１　保護者の皆さまにお支払いいただいた給食費は、給食に使う食材を購入することに使います。

なお、給食を作るために必要な人件費や水道光熱費、施設等の整備費や修繕費は、座間市が負担します。

Ｑ３－２　なぜ給食費を支払わないといけないのですか？

Ａ３－２　学校給食法（第１１条）において、学校給食費は保護者の負担と定められています。

納期限までの確実な納付をお願いします。

Ｑ３－３　食物アレルギー等により給食の全てを食べることができない場合、給食費はどうなるのですか？

Ａ３－３　食物アレルギー等により給食を全てを食べることができない場合は、給食費の徴収はありません。

Ｑ３－４　牛乳が苦手で、飲むことが困難ですが、その場合、「学校給食費減免申請書」を提出すれば、給食費は減免してもらえるのでしょうか。

Ａ３－４　単に「牛乳が嫌い」という理由で、飲用牛乳を辞退（減免）することはできません。医療機関の診断に基づき牛乳を摂取することを避けなければならない場合のみ辞退（減免）することができます。対象となる場合は、医療機関が発行した「診断書」または「学校生活管理指導表（写し）」を添付し、「学校給食費減免申請書」を提出してください。

その後、教育委員会で審査し、給食費の減免を決定します。※提出があった月の翌月以降の給食費から減免されます（「学校給食費減免申請書」を減免初日の８日前（学校休業日を除く）までに提出してください。）。なお、月の途中からの減免はできませんのでご注意ください。

飲用牛乳のみを辞退された場合の給食費は、月額（４，５００円）から牛乳代（900円）を引いた金額（３，６００円）となります。※飲用牛乳の代わりに提供されるもの（飲むヨーグルトなど）も辞退対象になりますので、ご注意ください。

Ｑ３－５　欠席などで給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえるのですか？

Ａ３－５　急な発熱やケガ等で学校を休む場合等、すでに食材の発注が済んでいる給食分の給食費については、減額の対象になりません。

ただし、入院等で予め長期欠席することが分かっている場合は、「学校給食費減免申請書」を提出すれば、提出日の８日後（学校の休業日を除く。）から給食の一時的な停止ができますので、停止期間中の給食費について調整します。

なお、長期欠席の期間が予定より短くなる場合は、「学校給食費減免中止届」を提出すれば、提出日の８日後（学校の休業日を除く。）から給食を再開できます。給食再開日より前に、登校する場合は、お弁当をご用意いただくことになりますので御理解と御協力をお願いします。

例　一食に相当する額		８日後からの欠席日数		減額する金額
２７３円	×	１０日	＝	２，７３０円

※　ただし、月額（４，５００円）を超えない範囲内とします。

Ｑ３－６　就学援助の支援を受けていますが、給食費はどうなるのですか？

Ａ３－６　就学援助の支援を受けている場合、給食費の支払いは不要となります。

ただし、就学援助は毎年度申請・審査が必要なため、「４月分から、就学援助認定通知書が交付される月までの学校給食費」は、一旦お支払いいただきます。認定された場合は、認定対象の期間で、既にお支払いいただいた学校給食費を返金します。

Ｑ３－７　生活保護費を受給していますが、給食費はどうなるのですか？

Ａ３－７　生活保護費を受給されている場合、給食費の支払いは不要となります。

Ｑ３－８　１年生の保護者ですが、４月は練習給食があります。また、他学年と比べて給食の実施回数が少ないです。４月分の給食費はどうなるのですか？

Ａ３－８　１年生の４月分の給食費については、「練習給食の金額（１１０円）＋一食に相当する額（２７３円）×４月に食べた日数（練習給食を除く）」として算出し決定します（ただし、月額４，５００円を超えない範囲内とする）。

なお、保護者の皆さまには、５月に当年度の給食費の金額をお知らせします。

例

練習給食の金額		一食に相当する額		４月に食べた日数（練習給食を除く）		４月分の給食費
１１０円	＋	２７３円	×	４日	＝	１，２０２円

４　給食費の支払いについて

Ｑ４－１　　給食費の支払い回数や支払い日はどうなりますか？

Ａ４－１　　給食費や納期限は、次のとおりとなります。

納期	第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期	第10期
内訳	４・５月分	６月分	７月分	９月分	10月分	11月分	12月分	１月分	２月分	３月分
金額	9,000円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
納付期限	５月末日	６月末日	７月末日	９月末日	10月末日	11月末日	１月最初の営業日	１月末日	２月末日	３月末日

※　第１期では、４月分と５月分の金額を併せて徴収します。

※　８月分の支払いはありません。

※　納付期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、翌平日となります。

※　第７期については、取扱金融機関の１月最初の営業日となります。

※　１年生の４月分の給食費は、Ｑ３－８をご確認ください。

Ｑ４－２　　給食費はどのように支払えばよいですか？

Ａ４－２　　原則として、口座振替によるお支払い（口座振替手数料は座間市が負担）となります。

Ｑ４－３　　学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？

Ａ４－３　　学校で給食費のお預かりはいたしません。給食費のお支払いは、口座振替によるお支払いとなります。

Ｑ４－４　　経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？

Ａ４－４　　支給要件に該当すれば、就学援助を受けられる場合があります。就学援助の認定を受けた場合、認定後の給食費は就学援助費から支払われますので、座間市教育委員会就学支援課就学支援係（０４６－２５２－８７３９）にご相談ください。

Ｑ４－５　　給食費の引き落としができなかった場合はどうなりますか？

Ａ４－５　　お支払いが確認できない場合、再振替は行いませんので、督促状を納付書と併せてお送りいたします。納付書で速やかに納付していただくようお願いします。

Ｑ４－６　　督促や催告を受けても、給食費を滞納し続けた場合はどうなりますか？

Ａ４－６　　督促状や催告書の送付を受けてもなお、長期間給食費を納付せず、座間市からの連絡にも応じていただけないような場合は、裁判所を通じた法的措置を含め、厳正な処置をさせていただきます。

Ｑ４－７　　給食費の領収書は発行してもらえますか？

Ａ４－７　　領収書の発行は行っておりませんので、通帳記帳してご確認をお願いします。

５　口座振替について

Ｑ５－１　　現在学校給食費を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、口座振替依頼書の提出は必要ですか？

Ａ５－１　　必要です。公会計化に伴い、給食費の振替先が学校から座間市の口座に変わるため、現在と同じ口座を使用する場合であっても、お手数ですが金融機関の窓口へ口座振替依頼書の提出をお願いします。

Ｑ５－２　　口座振替を開始するための手続きは、どうすればよいですか？

Ａ５－２　　配付された座間市口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」といいます。）を、振替を希望する金融機関の窓口へ提出し手続きしてください。

　なお、書き損じ等で口座振替依頼書の用紙が再度必要になった場合は、学校にお申し出ください。

Ｑ５－３　　口座振替ができる金融機関はどこですか？

Ａ５－３　　次の金融機関が利用できます。なお、どの金融機関を指定されても、口座振替手数料は座間市が負担します（保護者負担はありません。）。

銀行	横浜、三井住友、りそな、埼玉りそな、静岡、スルガ、三菱ＵＦＪ信託、神奈川、静岡中央、きらぼし
信用金庫	横浜、平塚、城南
ゆうちょ銀行等	さがみ農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

Ｑ５－４　　きょうだい分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？

Ａ５－４　　可能です。同じ口座で振替する場合は、きょうだい分の口座振替依頼書の提出は不要です。承諾書の「納付について」には「上の学年の兄弟姉妹と～」にチェックし、上の学年のきょうだいの学年、氏名を記入してください。

　なお、上の学年のきょうだいの口座振替依頼書の提出は必要ですので、金融機関の窓口で手続きをしてください。

Ｑ５－５　　年度の途中で座間市の学校へ転校（転入）します。口座振替依頼書を提出すれば、すぐに口座振替ができますか？

Ａ５－５　　金融機関にもよりますが、１～２か月かかる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。口座振替の手続き完了までは、納付書でお支払いをお願いします。

Ｑ５－６　　振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？

Ａ５－６　　口座振替依頼書を、変更先の金融機関に再度提出してください。

　なお、変更はおおむね申込月（金融機関への提出月）の翌々月となります。

Ｑ５－７　　残高不足により、口座振替ができなかった場合はどうなりますか？

Ａ５－７　　再振替は行いません。納付書付きの督促状をご自宅にお送りしますので、金融機関の窓口でお支払いください。

６　書類の記載の仕方等について

Ｑ６－１　承諾書の記入を間違えてしまいました。訂正印は必要ですか？

Ａ６－１　訂正印は必要ありません。間違えた個所を二重線で消し、余白に正しい内容をご記入ください。

なお、口座振替依頼書を訂正した場合は、訂正印が必要（Ａ６－５参照）になりますのでご注意ください。

Ｑ６－２　承諾書下段の「児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書（以下、「申出書」という。）」とは何ですか？

Ａ６－２　児童手当・特例給付（以下、「児童手当等」という。）は座間市から児童を養育している方にお支払いするものですが、学校給食費の過年度分（当該年度を経過した分）の滞納があった場合、児童手当等の受給者から申出があれば、直接児童手当等から支払う（座間市児童手当等から座間市学校給食費への振替を行う）ことができます（公務員は除きます）。

申出書は、このことについて、申出内容を確認するものです。

なお、制度の詳細については、別添資料（Ｐ．１２）をご確認ください。

※　令和４年度以前の学校給食費の滞納分については、児童手当等から徴収することができません。

Ｑ６－３　現在、児童手当等を受給していませんが、申出書に記入する必要がありますか？

Ａ６－３　現在、児童手当等を受給していない場合でも、児童手当等を受給した場合における申出内容を確認するものなので記入することができます。

Ｑ６－４　世帯主が単身赴任中であり、座間市以外の自治体から児童手当等を受給している場合、申出書はどのように記入すればよいですか？

Ａ６－４　座間市以外の自治体から児童手当等を受給している場合は、児童手当等から学校給食費を徴収することはできませんので、記入の必要はありません。

Ｑ６－５　口座振替依頼書の記入を間違えてしまいました。どうすればよいですか？

Ａ６－５　間違えた個所を二重線で消して、銀行届出印で訂正印を押したうえで、余白に正しい内容を記載してください。なお、口座振替依頼書が破れたり、汚れたりして書き直しが難しい場合は、学校に予備がありますので、お申し出ください。

Ｑ６－６　口座振替依頼書について、納付義務者と口座名義人は別でもよいですか？

Ａ６－６　納付義務者と口座名義人は別の方でも構いません（納付義務者は、配偶者など世帯主以外でも可能です）。また、登録する口座はお子さま名義の口座でも構いません。

Ｑ６－７　各書類はどこに提出すればよいですか？

Ａ６－７　各書類の提出先は、次のとおりです。

なお、各書類は各学校にあります。また、口座振替依頼書以外の書類については、座間市のホームページからもダウンロードできます。

書類	提出先
学校給食に関する承諾書	小学校
座間市口座振替依頼書	引き落としを希望する口座の金融機関窓口
学校給食辞退届	小学校
学校給食費減免申請書	（長期欠席の場合）小学校 （飲用の牛乳のみ辞退される場合）座間市教育委員会就学支援課に郵送、または座間市役所５階就学支援課窓口に提出

Ｑ６－８　座間市外の学校（座間市立以外の学校）へ転校することになりました。どのような手続きをすればよいですか？

Ａ６－８　「学校給食辞退届」を、給食が不要となる日の８日前（学校の休業日を除く）までに、学校に提出してください。書類の提出が遅れ、食材の発注が止められなかった場合は、発注を止めることができなかった分の給食費をお支払いいただくことになりますので、早めに手続きをお願いします。

Ｑ６－９　学校給食費の公会計化に伴い、教材費などの学校徴収金も座間市に支払うことになるのですか？

Ａ６－９　座間市に支払うことになるのは、給食費のみです。学校徴収金は、学校ごとに集める種類や時期、金額等が違うため、今までどおり、学校からのお知らせに基づいて学校にお支払いください。

児童手当・特例給付からの学校給食費の申出徴収について

別添資料

１　制度の概要

児童手当・特例給付（以下、「児童手当等」という。）受給者が、予め申出を行うことにより、児童手当等から学校給食費を徴収し、支払いに充てる制度です。

なお、この申出徴収は、学校給食費の支払いが滞納され、当該年度を経過した場合に実施します（令和５年度の公会計化に伴い、新たに実施する制度です。令和５年度分の滞納額が、令和６年度に持ち越しされた場合から実施されます）。

※　公会計化以前の令和４年度以前学校給食費の滞納分については、児童手当等から徴収することができません。納付等のご相談は、小学校へお問い合せください。

２　申出徴収の範囲について

申出徴収は、対象児童に係る支給分に限らず、対象児童の児童手当等の受給者に支給される児童手当等の全ての額から学校給食費の支払いに充てることができます。

【例】

保護者（児童手当等受給者）
第１子分の学校給食費
滞納額　45,000 円

第１子（７歳）
小学生
児童手当月額
10,000 円

手当支給額（４ヶ月分）
40,000 円

第２子（１歳）
未就学児童
児童手当月額
15,000 円

手当支給額（４ヶ月分）
60,000 円

第１子分の児童手当等だけでなく、第２子分の児童手当等も支払に充てることができます。

※　第１子分と第２子分の支給額を合わせて１００，０００円になり、滞納額全額４５，０００円の支払いが可能です。

※　徴収しきれなかった学校給食費の滞納分があった場合は、納付書でお支払いいただくか、次回の児童手当等の支払いから徴収させていただきます。

※　当該年度を経過した滞納費用が無くなった時点で徴収は終了しますが、申し出の内容は継続されます。

３　申出徴収の手続き方法

児童手当等からの申出徴収は、受給者本人の申出により実施する制度です。「学校給食に関する承諾書」下段の「児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」の内容で児童手当等から徴収させていただきます。

なお、申出の取り消し、または、申し出された内容の変更をされる場合は、改めてお申し出していただく必要があります。就学支援課保健給食係へご連絡ください。

お問い合わせ先
○学校給食費の納付相談等に関して
就学支援課保健給食係　電話　０４６－２５２－８７４９
○児童手当等の支給等に関して
子育て支援課子育て支援係　電話　０４６－２５２－７２０１